

5 公益社団法人神奈川県薬剤師会 会費等納入運用要項

(目的)

第1条 この要綱は、会費規程附則第1項に基づき、会費及び公益法人運営特別会費の納入方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(納入額の基準日)

第2条 会費及び公益法人運営特別会費の納入額は、当該年度の5月1日現在登録の会費種別を基準とする。

(会員の異動による会費納入)

第3条 当該年度内に同店舗内で経営者又は管理者の交替が生じた場合の会費は、次のとおりとすることができる。なお、保険薬局において交替が生じた場合は、公益法人運営特別会費の納入者も会費に準じる。

- (1) 4月1日から4月末日までに交替し、登録した場合の当該年度の会費は、前任者は免除とし、後任者が納入する。
- (2) 5月1日から翌年3月末日までに交替し、登録した場合の当該年度の会費は、前任者が納入し、後任者は免除とすることができる。但し、後任者の会費を免除としない場合は、会費規程第5条に基づき納入する。

(会員の会費種別変更による会費納入)

第4条 当該年度内に会費種別が第2種会員から第1種会員となった場合は、次のとおりとすることができる。なお、保険薬局において、会費種別の変更が生じた場合は、公益法人運営特別会費の納入者も会費に準じる。

- (1) 4月1日から4月末日までに会費種別の変更登録をした場合の当該年度の会費は、第1種会員の会費を納入する。
 - (2) 5月1日から翌年3月末日までに会費種別の変更登録をした場合の当該年度の会費は、第2種会員の会費を納入し、差額を課すこととはしない。
- 2 当該年度内に会費種別が第1種会員から第2種会員となった場合は、次のとおりとすることができる。なお、保険薬局において、会費種別の変更が生じた場合は、公益法人運営特別会費の納入者も会費に準じる。
- (1) 4月1日から4月末日までに会費種別の変更登録をした場合の当該年度の会費は、第2種会員の会費を納入する。
 - (2) 5月1日から翌年3月末日までに会費種別の変更登録をした場合の当該年度の会費は、第1種会員の会費を納入し、差額を返納することはしない。

(退会時の会費免除)

第5条 4月1日から4月末日までに退会した場合の当該年度の会費は、免除することができる。
なお、公益法人運営特別会費の納入者も会費に準じる。

(開局時の公益法人運営特別会費の納入)

第6条 新たに開局した保険薬局の公益法人運営特別会費は、Cランクを納入額とする。但し、
2020年4月1日以降にあってはBランクを納入額とする。

(店舗譲渡による公益法人運営特別会費の納入)

第7条 同所在地に新たな経営者が保険薬局を開局した場合の公益法人運営特別会費は、前保険
薬局第1種会員又は賛助A会員のランク申告によるランクにより納入するものとする。

(督促及び催告)

第8条 会費規程第6条による督促は当該年度内に会費が納入されない場合に行い、催告は督促
を受けてなお納入されない場合にその翌年度に行う。

(請求が困難である場合の措置)

第9条 当該会員への連絡が概ね1年にわたり途絶した場合又は薬局が閉局されていることが明
らかになった場合等、会費の請求が困難な場合にあっては、理事会の決議により会員サービス
並びに会費の請求を停止し、併せて催告をしたものとみなすことができる。

(改廃)

第8条 この要綱の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この要綱は、公益社団法人神奈川県薬剤師会の定款の発効の日から施行する。
〔定款発行の日：平成25年4月1日〕
- 2 平成31年(2019年)2月7日一部改正、平成31年(2019年)4月1日より施行する。